

民泊についてのお知らせ



住宅宿泊事業法により、届出を行った住宅には、標識が掲示されています。

- 住宅宿泊事業法に基づき民泊を行うには、三重県への届出が必要です。
- 三重県へ届出を行った住宅には、門扉、玄関などへの標識の掲示義務があります。
- 三重県内における住宅宿泊事業の届出住宅一覧



標識例

三重県 地域機関

検索



検索後、「庁舎別・事務所別地域機関一覧」から、保健所を選択してください。

